

岐阜県高等学校体育連盟会計処理規程の改訂 新旧対照表

旧 表 記	新 表 記
第5条 高体連の会計は、 <u>一般会計、県補助金関係及び特別会計</u> とする。	第5条 高体連の会計は、 <u>一般会計及び特別会計</u> とする。
第7条 教育委員会に提出する <u>県補助金関係の会計にかかる提出書類</u> は、 <u>教育委員会スポーツ課</u> より指示された様式により作成する。	第7条 <u>県へ提出する補助金にかかる提出書類</u> は、教育委員会 <u>スポーツ健康課</u> より指示された様式により作成する。
第15条 この規程において、金銭とは現金及び預金をいう。 2 前項の現金とは、 <u>通貨、小切手、郵便為替証書及び支払通知書</u> をいう。	第15条 この規程において、金銭とは現金及び預金をいう。 2 前項の現金とは、 <u>通貨、小切手及び郵便為替証書</u> をいう。
第20条 現金を支払うときは、 <u>収支金調書</u> によらなければならない。 2 会計担当は、 <u>支払いに際し</u> すべて相手方より適切な領収書を受けとらなければならない。ただし、 <u>口座振込み及び送金</u> の方法により <u>支払い</u> を行うときは、取引金融機関の <u>支払済報告書</u> をもって領収書に代えることができる。	第20条 現金を支払うときは、 <u>収支金調書</u> によらなければならない。 2 会計担当は、 <u>支払</u> に際しすべて相手方より適切な領収書を受けとらなければならない。ただし、 <u>口座振込</u> 及び <u>送金</u> の方法により <u>支払</u> を行うときは、取引金融機関の <u>支払済報告書</u> をもって領収書に代えることができる。
第24条 高体連の収入について原因が生じたときは、 <u>会計担当は速やかに納入の請求をしなければならない。</u>	第24条 <u>会計担当は、収入について原因が生じたときは速やかに納入の請求をし、収納したときは原則、領収証書を納入者に交付するものとする。</u>
第25条 <u>会計担当は、収入金を収納したときは、原則、領収証書を納入者に交付するものとする。</u>	※ (旧) 第24条と25条を、(新) 第24条に統合。
第26条 会計担当は <u>納入期限までに払込みをしない加盟校</u> に対して、 <u>その払込みを督促し、収入の確保を</u> 図らなければならない。	<u>第25条</u> 会計担当は、 <u>加盟校が期限までに納入しない場合は、督促し、収入の確保を</u> 図らなければならない。
第27条 高体連の <u>支出金の支出</u> については、 <u>会計担当がその支出の根拠について厳正な調整をし、支出金の執行を</u> しなければならない。	<u>第26条</u> <u>会計担当は、支出についてその根拠をよく確認調査し、適正な執行を</u> しなければならない。
第28条 会計担当は、 <u>支払いに当たりその支出根拠の事実をよく確認調査して行うものとする。</u> 2 <u>支払いは、金融機関等にて振込みをもってするものとする。ただし、特に理事長が必要と認める場合には、現金で支払うことができる。</u>	※ (旧) 第27条と28条第1項を、(新) 第26条に統合。 2 <u>支払</u> は、金融機関等にて <u>振込</u> をもってするものとする。ただし、特に理事長が必要と認める場合には、現金で支払うことができる。
第29条 ～ 第39条 (条文は省略。)	<u>第27条 ～ 第37条</u> (旧) 第25条と第28条の削除により、条文数を調整。
第40条 予算書、決算書、 <u>会計帳簿、調書及び証拠書類</u> は、 <u>会計年度毎に整理し、保管し</u> なければならない。	<u>第38条</u> 予算書、決算書、 <u>会計帳簿及び証拠書類</u> は、 <u>会計年度毎に整理し、保管し</u> なければならない。
第41条 ～ 第42条 (条文は省略。)	<u>第39条 ～ 第40条</u> (旧) 第25条と第28条の削除により、条文数を調整。

岐阜県高等学校体育連盟会計処理規程の改訂（案） 新旧対照表

旧 表 記

新 表 記

別表 1

別表 1

【収入の部】

【支出の部】

【収入の部】

【支出の部】

科目
1 加盟校分担金
1 加盟校分担金
1 加盟校分担金
2 補助金
1 県補助金
1 大会費補助金
3 繰入金
1 繰入金
1 繰入金
4 繰越金
1 繰越金
1 繰越金
5 助成金
1 助成金
1 助成金
6 雑収入
1 雑収入
1 雑収入

科目
2 事業費
1 大会費
1 本部大会費
2 専門部大会費
3 定通制大会費
4 地区予選会費
5 大会役員保険料
2 研究委員会費
1 全国研究大会費
2 研究調査費
3 広報委員会費
1 広報費
2 広報委員会費
4 派遣費
1 東海総体
2 全国総体
3 東海駅伝
5 表彰費
1 表彰費
2 優勝旗更新費
6 全国総体ユニフォーム整備費
1 高体連負担金

科目
1 加盟校分担金
1 加盟校分担金
1 加盟校分担金
2 補助金
1 県補助金
1 大会費補助金
2 大会派遣補助金
3 大会参加料
1 大会参加料
1 大会参加料
4 繰入金
1 繰入金
1 繰入金
5 繰越金
1 繰越金
1 繰越金
6 助成金
1 助成金
1 助成金
7 雑収入
1 雑収入
1 雑収入

科目
2 事業費
1 大会費
1 本部大会費
2 専門部大会費
3 定通制大会費
4 地区予選会費
5 大会役員保険料
2 大会派遣補助費
1 大会派遣補助費
3 研究委員会費
1 全国研究大会費
2 研究調査費
4 広報委員会費
1 広報費
2 広報委員会費
5 派遣費
1 東海総体
2 全国総体
3 東海駅伝
6 表彰費
1 表彰費
2 優勝旗更新費
7 全国総体ユニフォーム整備費
1 高体連負担金